

平成 22 年 度

**指定管理者等監査報告書**

**豊前市立図書館**

**指定管理者**

**【特定非営利活動法人プロジェクト・ボダイ】**

**豊前市監査委員**

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

豊前市立図書館 指定管理者【 プロジェクト・ボダイ 】  
所管課 教育課

### 2. 監査の範囲

平成20年度～平成22年度 委託管理運営事務

### 3. 監査の期間

平成23年1月24日 ～ 平成23年2月23日

### 4. 監査の方法

教育課から提出された豊前市立図書館の管理に関する協定書等書類に基づいて、関係職員から実情を聴取し、施設管理業務の執行が協定書又は法令等の定めるところに基づいて適正に執行されているかを主眼として、所管課の監査を実施した。

特定非営利活動法人プロジェクト・ボダイから提出された3年間（平成20年度～平成22年度）の総会資料及び定款、諸規程等の整備、執行状況について関係職員から実情を聴取し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

## 第2 監査の結果

豊前市立図書館の指定管理者である特定非営利活動法人プロジェクト・ボダイに対して公の施設の管理に係る平成20年度～平成22年度における出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導状況等についての監査結果は、次のとおり指摘事項及び検討・改善等を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、検討・改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

## 教育課（所管課）について

### 1. 指定管理料の透明性について

豊前市立図書館が平成 20 年 4 月 1 日に指定管理者制度を導入してから、指定管理料を平成 20 年度 25,000 千円、平成 21 年度 25,000 千円、平成 22 年度 26,500 千円を支払っている。この内「備品等の購入は、受託者が購入又は調達できるが、本業務に必要な図書館資料についてはその所有権を豊前市とし、豊前市は受託者に無償貸与するものとする。」となっている。

このため、図書館資料は受託者であるプロジェクト・ボダイの所有とはならず図書館資料の購入費用が受託者プロジェクト・ボダイの決算に計上できない状況にあり、豊前市の管理委託料の決算額とプロジェクト・ボダイの決算額に図書館資料費相当額の差異が生じ、決算書に不透明さが生じている。

指定管理委託料の透明性を高める観点から、図書館資料費については豊前市一般会計予算に計上し、直接支出することが望ましいと考えられるので年度協定書の見直しを検討されたい。

### 2. 豊前市立図書館マスタープランの見直しについて

豊前市立図書館マスタープランが平成 11 年に作成されてから本年で 12 年を経過しようとしている。この間、図書館を取り巻く社会環境と図書館に求められている社会的要望は、大きく変化してきている。昨年 4 月には新しく豊前市立図書館が開館され、これまでの 4.5 倍の建物面積を持ち、広くゆったりとした空間で図書館資料を利用できるようになった。

しかし、この間図書館の管理運営やその果たすべき役割の基本となる豊前市立図書館マスタープランの見直しは行われていない。社会状況の変化に併せ今後の図書館像について、その基本となるマスタープランの見直しの検討を要望する。

### 3. モニタリングについて

豊前市立図書館施設の管理に関する協定書(基本協定書)第 21 条で業務報告書の確認のほか、プロジェクト・ボダイによる業務実施状況を確認することを目的としてモニタリングの実施ができとなっている。また、モニタリングに関する諸事項(基本協定書付属資料)では、モニタリングとは「指定管理者により提供される豊前市立図書館サービスの水準を評価することをさす。」と規定されている。

平成 13 年度文部科学省が示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、公立図書館はそのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努め、各年度の図書館サービスの状況について「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に

公表するように努めなければならないとなっている。

モニタリングに関する諸事項に規定されている「サービス水準」が示されてなく、今後、図書館サービスの向上又は充実のためにも、サービス水準の数値目標の設定とその公表に向けて努力されるよう要望する。

#### 4. 事業報告について

事業報告については、基本協定書第 20 条で毎月終了後 10 日以内に業務報告書を提出し、豊前市の確認を得なければならないとなっており、概ね基本協定書に基づいた報告が毎月されている。

しかし、月々の蔵書の購入及び除籍数、不明本や未返却返納遅延状況、収支報告書とその関係書類との確認が不十分であり、毎年度終了後の事業報告書において、実施状況と異なる報告が見受けられたので、適切に検収し正確に報告をするよう指導されるとともに、その把握と確認を行うよう要望する。

#### まとめ

情報化社会が進展していく中、市民の情報を得る場としての図書館への期待と要望は益々高まっていくと考えられる。また生涯学習の場としての役割を保障していく観点からも重要性は増している。

昨年 4 月、新図書館の開館により市民の要望も多様性を増していくと考えられ、図書館協議会の中で図書館の管理運営、活用、サービスのあり方等各種方面から協議又は検討をされており、その方向性も定まってくるものと考えられる。

豊前市立図書館が指定管理者制度へ移行されて 3 年を経過しようとしている今日、市民がより良いサービスを受けられるよう行政、指定管理者、図書館協議会の 3 者の意思疎通を図りながら、行政が主体性を持って図書館サービスの向上に努められると共に指定管理者導入の目的に添った成果を上げられることを要望する。

## 豊前市立図書館について

### 施設の管理について

豊前市立図書館指定管理仕様書第5項の安全対策で、「職場の安全管理及び施設内での事故及び災害防止のため、防災訓練を行うこと。」となっている。昨年11月に策定された消防計画書に基づき、利用者の安全確保のため定期的に実施されるよう努められたい。

### 業務報告について

豊前市立図書館施設の管理に関する協定書第20条では、毎月終了後10日以内に業務報告書を提出し市の確認を得なければならないとなっているが、蔵書の受入冊数や受入金額、除籍冊数や除籍金額等の毎月の報告と、管理経費等の収支状況が決算の報告金額と一致しないので改善されたい。また、不明本や除籍本の処理について具体的な基準がないので、早急にマニュアルを作成されたい。

### 経理規程等の作成について

平成21年度プロジェクト・ボダイ決算書において、豊前市立図書館指定管理委託料から役員報酬とて4,200千円(2名分)支出されている。役員が図書館業務に従事している実態があり、その対価としての支払と考えられるので、給与として支出すべきである。

プロジェクト・ボダイには、経理規程等の管理運営上の規程が整備されていないので、指定管理料の経理について透明性を高める観点から経理規程、給与規程、文書規程等を作成することが望ましく検討を要望する。

### 経理事務等について

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、請求、支払、領収に係る一連の事務手続きに不備はなく、関係書類の保管・整備状況も良くおおむね適正と認められるが、次の点について改善を求める。

- ・豊前市立図書館運営における現金取扱い規定第4条では、「受取手数料は、入金として出納帳に記載し管理する。複写手数料については、月末に集計し合計額を翌月10日までに教育委員会へ納付する。」となっているが、銀行収納日が10日を過ぎているので厳守されたい。
- ・図書カード再発行等の手数料が毎月出納帳に上がっているが、図書館の決算では手数料として入金されてなく、消耗品費に相殺して計上されていたので歳入伝票に振り替えて経理されたい。

### 備品の管理について

備品の管理については、市が調達した備品以外に指定管理者が施設管理上必要とする備品については、指定管理者で調達し帰属するので、市の備品とは区別し別の台帳により管理されたい。

## 指定管理施設及び業務内容等の概要

指定管理者【 特定非営利活動法人 プロジェクト・ボダイ 】

1. 施設の概要 ( )内は旧図書館の内容
- |       |  |
|-------|--|
| 名 称   | 豊前市立図書館  |
| 所 在 地 | 豊前市大字八屋 1776 番地 2 ( 大字八屋 1852 番地 1 )                 |
| 施設規模  | 延床面積 1,982.57 m <sup>2</sup> (423.6 m <sup>3</sup> ) |
| 施設構造  | 鉄筋コンクリート造 3 階建 ( 鉄筋コンクリート造 平屋建 )                     |

### 2. 設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用を供するため豊前市立図書館を設置し、もって市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

### 3. 所管部署

豊前市役所 教育課

### 4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成 20 年 2 月 29 日

指定する期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

### 5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・図書、記録、市政資料、郷土資料、逐次刊行物、その他必要な資料を収集し、分類、配列を適切にし、その目録を整備すること。
- ・図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応じること。
- ・読書会、研究会、講演会及び展示会等を開催し、その奨励を行うこと。
- ・移動図書館車の管理運営に関すること。
- ・図書館設置の目的達成に必要な事業の実施に関すること。
- ・図書館施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・図書館の資料を適正な管理状態にする作業を行うこと。
- ・前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

管理及び収支状況

- ・職員 常勤及び非常勤職員 10名 (平成20・21年度 8名)
- ・指定管理料 26,500,000円 (平成20・21年度 25,000,000円)

豊前市立図書館利用状況 (3月休館) (12月末まで)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開館日数 (a)	274	276	248	202
本館利用者(人)	21,977	20,668	17,608	17,643
利用図書冊数(冊)	108,928	132,352	96,748	83,332
移動図書利用者(人)	11,243	10,598	8,400	7,731
利用図書冊数(冊)	22,523	26,631	17,275	22,633
合計利用者(人) (b)	33,220	31,266	26,008	25,374
合計利用図書冊数(冊) (c)	134,971	156,165	114,459	105,965
リクエスト件数	2,340	1,151	1,344	989
カード登録者数	15,576	16,037	16,499	17,259
年間受入冊数		4,464	3,241	4,720
年間除籍冊数		460	3,266	0
一日当り利用者数 (b/a)	121	113	105	126
一日当り利用図書数 (c/a)	493	566	462	525

豊前市立図書館収支決算及び予算

収入	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度予算額
指定管理料	25,000,000	25,000,000	26,500,000
収入合計	25,000,000	25,000,000	26,500,000
支出	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度予算額
人件費等	14,147,416	14,448,754	16,452,000
講師謝礼等	130,250	125,172	175,000
光熱水費	722,892	621,615	0
維持補修費	240,555	225,377	100,000
事務局費	1,684,964	1,654,862	1,744,000
通信費等(役務費)	305,885	313,566	330,000
警備保障委託料	252,000	252,000	0
電算保守等委託料	647,965	697,137	240,000
労務士等委託料	120,000	167,560	120,000
図書等購入費	6,631,673	6,458,180	6,500,000
公課費	77,400	0	800,000
その他	39,000	39,000	39,000
支出合計	25,000,000	25,003,223	26,500,000